

令和3年度開成町定期監査報告書

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により令和3年度開成町一般会計、各特別会計及び企業会計における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について監査をしたのでその結果を報告する。

1 監査の期日

令和4年6月29日から令和4年8月4日まで（8日間）

2 監査の方法

令和3年度開成町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算書、決算事項別明細書、予算執行、契約締結及び補助金交付決定等の各関係書類、並びに企業会計決算報告書、損益計算書、剰余金計算書、貸借対照表及び決算付属資料を基に、各所属からの説明を徴し、予算執行等の適正について監査した。

3 監査の結果

令和3年度開成町一般会計、各特別会計及び企業会計における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、下記に記載のとおり改善・検討すべき事項があったものの、適正に執行されていたと認められる。

(1) 一般会計

ア 支出事務に関すること

教育振興費の支出事務のうち、生徒のスポーツ大会等への派遣費補助は、「開成町補助金等交付規則」に基づき、中学校長から町長へ補助金を申請し、町長が補助金を交付する方法で執行されていた。

補助金等とは当該規則で、「町以外の者又は団体に対して交付する補助金、助成金、交付金」とされていることから、町長から校長に対して補助金等を交付することに合理性は認められない。

今後は校長が支出負担行為及び支出命令権者とする会計処理をするよう改善を図られたい。

なお、同様の事例が、野外教育費補助及び野外教育活動費補助にも見られたので、併せて改善を図られたい。

イ 事務分掌に関すること

開成町消費者の会への補助金の支出は、「開成町事務分掌等に関する規則」に定める消費者保護を事務分掌としている防災安全課が所管している。しかしながら、当該団体の設立目的は、「消費生活に関する必要な知識の修得および調査研究等により、自主的且つ合理的な消費生活の実現を図ること」としており、その活動内容は消費生活の環境配慮への理解促進や町の様々なイベントの協力・連携など、町民に公益的な活動をしている団体である。

また、足柄上地区消費生活相談負担金の支出についても、防災安全課が所管している。これらの所管を令和2年度より産業振興課から防災安全課に移管した経緯があるが、町としての消費生活行政をどこで所管することが適切かどうか検討されたい。

(2) 特別会計

特段の指摘事項はない。

(3) 企業会計

特段の指摘事項はない。

4 前回の監査の結果に係る指摘事項及び措置状況

(1) 指摘事項

町立小学校（2校）及び町立幼稚園（1園）の給食調理業務はそれぞれ3社に委託しており、令和2年度の給食提供予定日数は小学校で186日、幼稚園で149日であったが、新型コロナ

ナウウイルス感染拡大防止のため、小学校・幼稚園を臨時休業としたことにより、令和2年から6月上旬までの約2ヶ月間、小学校で41日間、幼稚園で35日間給食を提供しない措置をとった。

この措置により、令和2年度の給食提供実績は小学校で164日、幼稚園で130日となり年間給食提供日数は小学校で22日、幼稚園で19日減少した。

この措置をとることは、受託者に支払う令和2年度の委託料に大きな影響を与えることから、このような場合には、契約約款に基づき、協議をすることが適当である。

しかし、協議の経過を示す書類、報告書及び協議書が存在せず、協議は行われていなかったと判断せざるを得ない。また、年間委託料についても契約書に定められた金額を変更することなく支出されていた。

以上のことから、協議を行わなかった原因や理由を明確にしたうえで、あらためて各受託者との協議を実施し、両者が納得できる令和2年度の委託料を確定するなど、必要な措置をとりたい。

(2) 措置状況

開成町立幼稚園・小学校・中学校における臨時休業措置の実施に伴い、休止となった給食業務について、当初は4月初旬からの学校再開が予定されており、再開後も安定的に学校給食を提供するため、最善の準備をするよう委託業者に依頼していたところである。

ご指摘のとおり、協議経過を示す書類や協議書等が存在していないため、協議を行わなかったと解釈されることはやむを得ないと考えるが、緊急事態宣言の解除延長が二転三転する中で、学校再開後の様々な対応・対策を想定し、給食再開に備えて、子どもたちの心身の安全・安心を確保するための準備を整えること、国からの事務連絡「臨時休業に伴う学校給食休止により影響を受けている学校給食関係事業者に対する配慮について」に基づく学校給食関係事業者に対する配慮、給食調理員の雇用確保等の観点から、令和2年度の給食実施状況が判断できるタイミングにおいて、委託内容等について改めて協議することとし、緊急事態宣言下も給食業務を止めないとの教育委員会の見解を委託業者に電話にて伝えたところである。

令和2年度の委託業者による業務実績として、年間の給食提供日数が幼稚園、小学校ともに減少したことは事実であるが、年間を通じた業務内容・スケジュールの変更点として、当初計画における8月の夏季休業期間を、不足した年間授業時間数確保のため夏季休業期間短縮に伴う8月の給食提供依頼に対応して頂いたこと、給食再開後の業務工程において給食室及び周辺箇所の除菌作業を追加したこと、子どもたちの安全確保に対応する感染防止策強化（マスクに加えてフェイスシールドの着用、休憩時間の分散化、給食提供時及び下膳時での使い捨て手袋の着用義務付けなど）への積極的な対応などを追加実績として考慮した結果、教育委員会として、提供食数の不足はあるものの、令和2年度の業務委託料を減額する必要が無いとの判断に至った。

なお、監査委員からの指摘を受けて、改めて令和3年8月12日及び8月16日に委託業者3社との確認協議を実施し、委託料の変更を行わないことを確認するとともに、令和3年度以降の作業においても、更なる感染対策の強化や衛生面での安全性向上のための取組を進めて頂くよう強く要請したところである。

今後も令和2年度同様の休業措置等が求められる可能性も想定され、状況や実態に応じて委託業者との協議により必要な措置を求めていくが、協議の内容や経過については協議書等の書面を作成し、町長までの決裁により結論づけていくことを徹底するよう改善を図る。

令和4年8月4日

開成町長 府川 裕一 様

開成町監査委員 田中 章

開成町監査委員 下山 千津子